令和七年度後期特定計量器定期検査日程

特定計量器	検査年月日	検査時間	検査会場	区域	実施機関
皮革面積計	令和七年十月十日から令和八年三月三十一日まで（山梨県の休日を定める条例に定める県の休日を除く。）	午前九時から午後四時まで	特定計量器検定検査規則第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合に限る。）	甲府市を除く県下全域	山梨県計量検定所
非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百五十二号）第九条第一号又は第五十条第二号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり	令和七年十月十日（水）	同	個別に県が指定する場所（令和七年十月九日までに検査を受けなかった場合に限る。）	同	同
	令和七年十月十一日（木）	同	同	同	同
	令和七年十月十二日（金）	同	同	同	同
	令和七年十月十三日（土）	同	同	同	同
	令和七年十月十四日（日）	同	同	同	同
	令和七年十月十五日（月）	同	同	同	同
	令和七年十月十六日（火）	同	同	同	同
	令和七年十月十七日（水）	同	同	同	同
	令和七年十月十八日（木）	同	同	同	同
	令和七年十月十九日（金）	同	同	同	同
	令和七年十月二十日（土）	同	同	同	同
	令和七年十月二十一日（日）	同	同	同	同
	令和七年十月二十二日（月）	同	同	同	同
	令和七年十月二十三日（火）	同	同	同	同
	令和七年十月二十四日（水）	午前十時半から午後三時まで	都留市まちづくり交流センター	都留市	同
	令和七年十月二十五日（木）	同	同	同	同
	令和七年十月二十六日（金）	同	同	同	同
	令和七年十月二十七日（土）	同	同	同	同
	令和七年十月二十八日（日）	同	同	同	同
	令和七年十月二十九日（月）	午前十時から午後三時まで	韮崎市健康ふれあいセンター～ゆ～ぷるにらさき	韮崎市	同
	令和七年十月三十日（火）	同	大月市西部農村環境改善センター	大月市	同
	令和七年十月三十一日（水）	同	大月市民会館	大月市	同
	令和七年十月三日から令和八年三月三十一日まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く。）	午前九時から午後四時まで	特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合に限る。）	今期検査を実施する区域全般	同
	令和七年十月九日（木）	午前十時から正午まで	同	同	同
	令和七年十月八日（水）	同	韮崎市役所	同	同
	令和七年十月七日（火）	同	梨北農業協同組合甘利営農センター	同	同
	令和七年十月六日（月）	午前十時から午後三時まで	韮崎市健康ふれあいセンター～ゆ～ぷるにらさき	韮崎市	同
	令和七年十月二日（木）	同	大月市役所猿橋出張所	同	同
	令和七年十月一日（水）	同	大月市西部農村環境改善センター	同	同
	令和七年十月三日から令和八年三月三十一日まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く。）	午前九時から午後四時まで	特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合に限る。）	今期検査を実施する区域全般	同
	令和七年十月十日から令和八年三月三十一日までの間で、個別に県が指定する日	同	個別に県が指定する場所（令和七年十月九日までに検査を受けなかった場合に限る。）	同	同
	令和七年九月三日（水）	午前十時から午後三時まで	富士吉田市選挙管理委員会事務所	富士吉田市	一般社団法人山梨県計量協会
	令和七年九月四日（木）	同	同	同	同
	令和七年九月五日（金）	同	同	同	同
	令和七年九月九日（火）	同	山梨市役所	山梨市（旧三富村及び牧丘町を除く。）	同
	令和七年九月十日（水）	同	同	同	同
	令和七年九月十一日（木）	同	同	同	同
	令和七年九月十二日（金）	同	同	同	同
	令和七年九月十六日（火）	同	甲州市役所	甲州市（旧勝沼町及び大和村を除く。）	同
	令和七年九月十七日（水）	同	同	同	同
	令和七年九月十八日（木）	同	同	同	同
	令和七年九月十九日（金）	午前十時から正午まで	同	同	同
	令和七年九月二十四日（水）	午前十時半から午後三時まで	都留市まちづくり交流センター	都留市	同
	令和七年九月二十五日（木）	同	同	同	同
	令和七年九月二十六日（金）	同	同	同	同
	令和七年九月三十日（火）	同	大月市民会館	大月市	同
	令和七年十月一日（水）	同	大月市西部農村環境改善センター	同	同
	令和七年十月二日（木）	同	大月市役所猿橋出張所	同	同
	令和七年十月六日（月）	午前十時から午後三時まで	韮崎市健康ふれあいセンター～ゆ～ぷるにらさき	韮崎市	同
	令和七年十月七日（火）	同	梨北農業協同組合甘利営農センター	同	同
	令和七年十月八日（水）	同	韮崎市役所	同	同
	令和七年十月九日（木）	午前十時から正午まで	同	同	同
	令和七年九月三日から令和八年三月三十一日まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く。）	午前九時から午後四時まで	特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合に限る。）	今期検査を実施する区域全般	同
	令和七年十月十日から令和八年三月三十一日までの間で、個別に県が指定する日	同	個別に県が指定する場所（令和七年十月九日までに検査を受けなかった場合に限る。）	同	同

備考　検査時間は、正午から午後一時までの間を除く。